

○草加市スポーツ推進審議会条例

昭和43年4月1日

条例第25号

改正 昭和62年6月29日条例第22号

平成11年12月22日条例第27号

(題名改称)

平成20年1月11日条例第2号

平成23年12月14日条例第27号

(題名改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、草加市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例27・全改)

(所掌事項)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第31条に規定する事項を所掌する。

(平11条例27・全改、平23条例27・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(平11条例27・追加、平20条例2・平23条例27・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、任期中において、特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。

(平11条例27・旧第3条繰下、平20条例2・平23条例27・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 4 条繰下)

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 5 条繰下 ・一部改正)

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 6 条繰下 ・全改)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 7 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 6 2 年条例第 2 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年条例第 2 7 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

附 則 (平成 2 0 年条例第 2 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(草加市スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の草加市スポーツ振興審議会条例第 3 条の規定により任命された委員は、同項の規定による改正後の同条の規定により任命された委員とみなす。この場合において、その任命されたとみなされる委員の任期は、

同項の規定による改正前の同条の規定により任命された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成 23 年条例第 27 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（草加市スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の草加市スポーツ振興審議会条例第 3 条の規定により任命された委員は、第 1 条の規定による改正後の草加市スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、第 1 条の規定による改正前の草加市スポーツ振興審議会条例第 3 条の規定により任命された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。